

教行信証(坂東本)について

赤 松 俊 秀

【要旨】 教行信証についての最近の研究は、信巻別撰説をめぐる構成の面と、元仁元年を中心とする著述年次の面に、関心を集中しているが、双方とも論は坂東本に関係しており、その実態についての研究が要望されている。この論文は、著者がこの二年間、坂東本について直接調査した結果を纏めたものであり、書誌学的研究に属するが、それから導き出される結論は、教行信証の構成や著述年次についての論議に関係するので、思想史特集のうちに含めて発表することにした。論文の重点を要約して云えば、坂東本のうちには、当初に書写されたままの箇所と、後に書直された部分があり、いままでの研究ではこれを区別せずに同じに取扱ってきたが、原本についてその区別を明らかにし、それによつて教行信証の研究に新しい面を開こうとするものである。

一

大谷大学の故山田文昭氏が大正三年四月号の無尽燈に発表した教行信証の御草本に就てと云う論文で明らかにした、現在東本願寺所蔵の教行信証(坂東本)を親鸞自筆の草稿本とする説は故辻善之助博士がこれを承認して以来、一般に認められている。著作年次については江戸時代以来、化

身土本巻に見えている元仁元年を以つて、それに充てる説が有力であつたが、それに始めて疑惑を抱いたのは、史上の親鸞の著者故中沢見明氏であつた。中沢氏によると、教行信証は、親鸞が關東から帰洛した後に撰述されたものと解されている。その論拠として中沢氏は、高田専修寺所蔵の親鸞自筆の見聞集が、文暦二年すなわち親鸞六十三歳以後の書写と推定されるのに、それに書抜かれている五会法

事讃が教行信証に引用されていることを挙げ、見聞集が書写された後に、教行信証が著わされたと主張した。^③ 親鸞が関東から京都に帰つた時期については確証はないが、一般に文暦・嘉禎、親鸞六十三四歳頃と考えられており、見聞集の書写の推定時期と略一致している。一方、現在の史料で知られる教行信証の一番早い書写は寛元五年、親鸞七十五歳の時である。^④ 親鸞はその後、和讃を始めとして、多数の聖教の著述、書写を行い、死の間近くまでやめなかつた。以上のことを考慮すると、親鸞は六十三四歳の頃に関東から京都に帰つて、教行信証の著述に従事し、七十五歳までに一応修了したと考えるのは、首肯される考である。

中沢説が発表された当時は反対説が強かつたが、最近では中沢説をとる学者が多くなつてゐる。しかし帰洛後撰述説にとつての障碍は、やはり化身土巻の「元仁元年」であつて、親鸞がどのような理由からこの年号を化身土巻に書入れたのか、その説明がつかない限り、不審は残る。いままでになされた説明は、元仁元年が親鸞の末娘覚信尼が生れた年であることに関連してなされたものが多く、その外には、元仁元年甲申は仏滅年代が壬申と勘決されたことに関

連して引用されたとする説が発表されている。^⑤ 最近では龍谷大学の宮崎円遵氏の説明が注目を集めている。氏は帰洛後撰述説をとりつつ、化身土巻の仏滅年代勘決の条は元仁元年の執筆とするのであるが、元仁元年に始まつて嘉祿三年に激しくなり、文暦二年には鎌倉幕府も参加するようになった朝廷の専修念仏彈圧に関連して、律令仏教に対する批判として、親鸞が著述し始めたのが教行信証であるといひいる。^⑥

宮崎氏の説に対しては熱心な支持者もあるが、その結論として、教行信証が終りの化身土巻の一節から執筆され始めて、次第に前巻が著述されたと考えることには、龍谷大学の大原性実氏が反対している。^⑦ その根拠は教行信証の構成についての見解に存するのであり、氏は文証理証の雙方を挙げて、教行信証が「顕是の巻たる前五巻が始めに執筆せられ、次で簡非の巻たる化巻に及んだ」とする自説の論拠を明らかにしている。大原氏はまた帰洛後撰述説にも反対であつて、いままでに発表された帰洛後撰述説を一々その根拠について批判し、元仁元年終稿説が最も妥当な説だとしてゐる。

信巻別撰説を發表して、真宗学界に波瀾を起した東京大

学の結城令聞氏は「信巻を含まぬ教行信証文類が一往元仁元年頃に出来上つた」ことを主張し、信巻は親鸞が帰洛後に編纂したものであり、経釈の引用が濫雑であるのは編纂の後間もなく親鸞が死去したためであると、親鸞の玄孫に当る存覚の六要鈔^⑩を引用して、主張している。この六要鈔の解釈は帰洛後撰説の有力な論拠であつたが、結城氏は「此の書大概類聚の後」の此の書を教行信証全体にかけずに信巻に限定して、信巻別撰と云う新しい説を展開した。それに対しては、反対の説が強く、教行信証は当初から四法二土の構成であつたとする説が有力であるが、それにもかかわらず、存覚が経釈の引用に混雑があると指摘し、再治しないうちに親鸞が死去したために、このような欠陥を残したのであらうと述べたのは、信巻についてであると結城氏が注意したことは正しい。教行信証六巻のうちで、信巻の経釈の引用が他の諸巻に比べて混乱の多いことは結城氏の云うとおりである。存覚が一面に元仁元年を以つて教行信証の完成の時期と考えていたらしいことも、結城氏の説のとおりである。従つて六要鈔を論拠として、晩

年撰説を主張するのは、妥当とは云えない。

しかし結城氏の別撰説は六要鈔だけが根拠ではなく、本来信巻に含まれるはずのものが行巻に収められている事実が論拠となつており、学史的な背景としては、古来顕著な対立を示している能行所行兩派の解釈の相違が基礎となつている。それに対して、龍谷大学の大江淳誠氏は三度に互つて反対説を發表し、結城氏もそれに答えた。^⑪

両氏の論争は、教行信証の構成についての見解の相違が中心であるだけに、真宗学の素養のない者には可否の判断は困難であるが、東京大学の花山信勝氏が、信巻別撰説に関連して發表した教行信証論攷の基盤についてと云う論文^⑫には、坂東本によつて別撰説の当否を検討した部分があつて注目される。花山氏の説は次のとおりである。坂東本の行巻以外の諸巻の巻首と、信巻別序の始めに「愚禿釈親鸞集」の撰号があるが、この事實は教行信証が元仁元年と改元されてから年末までの僅か四十日間に一気に書上げられたものでないことの有力な根拠であること、結城氏は信巻別撰の後に内題はすべて書直されたとしているが、坂東本の真仏土・化身土兩巻の内題は草稿のままであり、「顕真仏土文

類五」「顕化身土文類六」に示されている「五」「六」を書直しと見ることはできないこと、坂東本には草稿のままの部分と清書された部分が混在しているが、草稿のままの部分に、結城氏が信巻別撰後に加筆したと推定しているものが収められていることを挙げ、信巻別撰説は成立し得ないとしている。花山氏の指摘はもつともなことであるが、それについて重要になつて来たことは、坂東本のどの部分が草稿のままでありどの部分が書改めであるかと云うことである。

坂東本の改訂については、坂東本のコロタイプ版が出版されてから次第に注意されており、字訓や謄号などの冠註は、親鸞が坂東本を書上げた後に書入れられたと認めることに、意見は一致している。坂東本の本文について、草稿と清書を区別したのは故藤田海龍氏が始めてであり、昭和十九年に発刊された日本仏学論叢第一掲載の教行信証の真蹟本についてと云う論文で、これを発表した。その要旨は、一頁本文八行の部分は草稿のままであり、七行書きの部分は書直しと認められると云うのである。藤田氏はその説を発表するに当つて、親鸞が坂東本を書いた時期や、書直した時期については、明瞭な意見を述べなかつたが、両方共

に晩年と考へたことは、帰洛後撰述説をとつていることから推察される。藤田氏の研究で惜まれることは、坂東本の研究がコロタイプ版を通してであり、原本を直接に研究しなかつたことである。せつかく坂東本の実態研究を意図し、前人が誰も考へなかつたことに思い到りながら、コロタイプ版と原本では相違する点があるために、研究に行届かない点を生じたのは、残念なことであつた。

同様のことは龍谷大学の小川貫次氏の研究についても云わなければならない。小川氏が教行信証撰述の研究に発表した阪東本教行信証の成立過程と云う論文は、前篇阪東本教行信証の内相と外相、中篇阪東本における筆蹟群の類別、後篇阪東本における執筆時の考証の三篇から成立つてい

る。小川氏は坂東本の装丁・用紙・表題・袖書・内題・撰号・奥書・行格・註記・闕劃・闕字など形状について綿密に調査し、行格や闕劃については、表を作つて、説明している。筆蹟については、藤田氏と同じく草稿と書直しの部分で字劃が相違することを主張するが、両者の相違を区別するのは藤田氏より綿密であり、用紙の違いに関連して筆蹟が異なつていすることに注意している。執筆時の考証については、

藤田氏は特に述べていないが、小川氏は最近に親鸞の真蹟と認められた観小両経集註・鳥龍山師屠兒宝蔵伝・信徴上人御釈や文暦二年書写唯信鈔・見聞集・西方指南抄・唯信鈔文意などの真蹟と比較検討して、坂東本が書写されたのは親鸞六十三四歳であり、その後数年乃至十数年に亘つて本文が改訂されたと結論している。小川氏のこの結論は、坂東本に先行する初稿本の存在を想定したことに合わせて、いままでの研究では云われなかつたことであり、秀れた意見と云わなければならない。小川氏の云うように、坂東本に先行する初稿本が存在するとすると、教行信証の成立・構成についての問題は、まず初稿本について考えなければならないことになる。坂東本の書写が親鸞帰洛とほぼ同時の文暦嘉禎頃と認められる以上、初稿本の成立がそれを溯ることは当然であり、いままでは関東に在住したと考えられていた時代に親鸞が教行信証を著わしたことになる。その意味で小川氏の研究は帰洛後撰述説を否定したことになり、注目されるが、坂東本の実態を原本について研究してないので、藤田氏同様に研究に行届かない点のあるのが惜まれる。小川氏は初稿本の存在を想定したが、それが坂

東本とどの点で相違するのかと云うことについては、明確に説いていない。初稿本の内容が具体的に明らかにされない以上、初稿本の存在を指摘しても、その意義は少いと云わなければならない。しかし今のところ、独立して存在する初稿本をさがし求めることは不可能に近い^⑧。いつ満たされるか解らない希望を抱いて、真宗寺院の宝庫を遍歴するよりは、初稿本を直接に改訂した坂東本を資料として、初稿本の復原を考えるが、より实际的であり、効果的と思われる。

しかし坂東本の研究も、コロタイプ版を基礎にする限り、藤田・小川氏の業績を越えて、成果を挙げることは難しい。残されている唯一の方法は、坂東本を直接に研究し、コロタイプ版には現われていないで、しかも初稿本の復原の手懸りになるような事実はないかと、詳細に坂東本を検討することである。いままでの研究者も恐らくそのことには気づいていたであろう。しかし坂東本が関東大震災で金庫に収められたまま、強い火熱を受け、表紙や本紙が脆弱になつたことが原因で、それに直接に接触して調査することは久しい間不可能であり、望んでも致し方はなかつたの

である。

私は以前から真宗史に関心を持つていたが、それを専攻としていたのではなく、古文書を集めて中世の社会経済の実態を研究するかたわらの研究なので、真宗史と云つても古文書に関係するものに興味が集り、親鸞の家族や、親鸞の消息に現われている思想については、論文を書いたこともあつたが、教行信証について研究したことはなかつた。ただ帰洛後撰述説に対しては早くから疑いを持つていた。

しかし帰洛後撰述説の論拠を一々検討して、その弱いことを知つて疑いを抱いたのではなく、帰洛後撰述説が唱えられるようになった前提条件の検討が動機であつた。

帰洛後撰述説を首唱したのは、先に述べたように中沢見明氏であるが、氏の説の特色は、覚如の編纂した親鸞伝絵の史料的价值を否定することにあつたと云うことがでる。親鸞が日野有範の子であることがまず否定され、次いで六角堂の夢告が虚構として斥けられた。選択集と源空の影像付属だけは事実として認められたが、浄土宗側はこの事実を認めることについて、早くから強く反対している。中沢氏も史上の親鸞を著わした当時は、選択集の付属について

かなり疑いを持つていたようである。^⑪ その場合、親鸞が源空の膝下に在つて、専修念仏の教義についての先徳の論疏を読み、重要なものを書抜くと云う努力をしていたと、学者が考えなかつたのは当然であろう。しかも親鸞は間もなく越後に流され、赦された後は長く関東にあつた。文化のおくれた北越、関東にいては教行信証のような著述がでるはずはない。このようにして帰洛後撰述説は当然主張さるべくして主張されたのである。

しかし中沢氏が虚構として斥けた親鸞伝絵の記事は、決して虚構ではなく、事実を伝えたものであることが、次第に明らかとなつた。中沢氏が疑つた親鸞の俗姓と六角堂の夢告は、高田専修寺に現存する史料によつて、覚如の捏造でないことが明らかにされている。^⑫ 選択集の付属も、源空から親鸞に付属された源空の画像が桑子妙源寺に伝わつてゐることが、中沢氏によつて明らかにされ、^⑬ 選択集付属についての真宗側の所伝の信憑性が増した。このような事実が次から次と明らかになれば、それにつれて帰洛後撰述説を考え出した前提条件は次第に崩れて行かなければならぬ。ことに決定的な影響を帰洛後撰述説に与えたのは、親

鸞自筆の觀無量壽經集註・阿弥陀經集註が発見されたことであつた。^②

この親鸞真蹟の新しい発見が教行信証の研究に与えた影響は少くとも二つあげることができる。その第一は筆致その他からして、この集註は坂東本に先行する真蹟であることが明らかになつたことである。第二は親鸞は早ければ源空の膝下にいた時、遅くとも関東にいたと考えられている時に、観經小経に関する善導以下シナの先徳の論疏を書抜き、それを分類していたことが明らかになつたことである。親鸞の書抜いた論疏のなかには源空が生前に見なかつたと云われている楽邦文類が含まれている。親鸞がいつ、どうして楽邦文類を入手して、読んだかは問題であるが、善導の般舟讃を読まない前に、楽邦文類を読んでいたことは認めなければならない。^③ 楽邦文類は親鸞が教行信証の著述を思い立つのに深い関係があつたと云われている。^④ その楽邦文類を早く親鸞が知つていたことは、親鸞が教行信証の著述を考えたのが、早かつたことを思わせる。私はそのような論拠から、昭和二十七年の春に執筆した新日本史大系の中世社会で、教行信証は関東での着稿であると書いた。

た。その頃、一方では結城氏の信巻別撰説をめぐつて、議論が盛んに行われていたが、知らないままに、それには触れないで終つたのである。

二

私は東本願寺の依頼によつて、昭和二十九年三月から始まつた坂東本の修理の監督することになつたが、初めの間は、実のところ、信巻別撰説のような重大な論争のあることを知らなかつた。一で紹介した藤田氏の論文の發表されていることも知らなかつた。また小川氏の綿密な論文もまだ發表されていなかった。私はただ教行信証の著作年次を明らかにすること、坂東本を修理するために解装した際、明らかとなつた三つの事実、^⑤ 第一は坂東本はもと三つ穴の紙捻綴であつたこと、第二は信巻の宿紙を用いた部分が袋綴とは逆に折目綴になつていること、第三は化身土末巻前半の筆致行格が他と異なつてゐる部分はもと卷子装であつたこと、この三つの事実をどう説明するかと云うことに興味を覚えて、昭和二十九年八月十八日から翌九月二十三日まで、連日坂東本を調査した。

その結果、私としては意外な事実に気づいた。坂東本には一頁本文八行の当初の書写ままの部分と、一頁本文七行の後に書直されている部分があり、筆致が両方では著しく異なることである。この二つの異なつた筆蹟を、いままで見られてゐる親鸞の他の真蹟と比較の結果、次のことを知つた。その第一は、当初の書写の部分の筆致は文暦二年書写の唯信鈔と見聞集のそれに一致し、坂東本の当初の書写は唯信鈔や見聞集の書写とほぼ同時と考えられると云うことである。その第二は、書直しの部分の筆致はまちまちであるが、教・行・信巻などの書直しの部分は康元元年親鸞八十四歳の時に書写された西方指南鈔などの筆致に近く、康元元年に近い頃の書直しとしなければならぬことである。しかし教行信証の本文改訂の時期の下限を考えるには現存の教行信証のうち坂東本の転写本として最も古いと認められる高田専修寺本が、最近の発表によつて、建長七年に専信房専海が書写したことが明らかになつたことを考慮に入れなければならない。専修寺本の全貌はまだ明らかにされておらず、本文も教巻と行巻の一部が公表されているに過ぎないが、公表されている限りでは坂東本との間に

著しい違いは見当らない。従つて坂東本の改訂も重要な部分分は、建長七年親鸞八十三歳までに終つていたと考えてよいようである。しかし確かなことを云うのは、専修寺本の全文が公表されるまで、差控えなければならない。

本文の書直しと一緒に気づいたことは、本文が当初書写されたままの部分分は、袋綴になつてることが多く、反対に書直しの部分分には袋綴でないものが多いことである。もちろん、教巻や行・信巻の始めの書直しの部分分は袋綴になつており、その外にも筆致によつて書直しと判明するもので、袋綴になつてゐるものがある。また筆致から云えば当初書写の部分分と同一であつて、袋綴ではなく、切紙の表裏両面に本文が書かれてゐるものもある。従つて袋綴であるからと云つて、全部当初の書写、切紙に書写されているからと云つて、晩年の書写とは一概に云えないが、袋綴の部分分が坂東本のほとんど全部を占め、その比率が一頁八行書きの八〇パーセントに近いことは、坂東本が当初書写された時は、一頁本文八行書きの袋綴と定められていたことを示している。

次に気づいたことは、坂東本が当初書写された時は、美

濃紙と推定される縦九寸四分横一尺四寸八分の白紙が料紙として用いられたことである。もちろん、注意しなければならぬことは、教巻や行・信巻の首部を始め、後に書直された部分にも、美濃紙の白紙が用いられていることであり、美濃紙の白紙に書写されているからと云つて、当初に書写されたと云えないことである。その反面、宿紙や雁皮紙を全紙又は切紙にして用いた部分は、それに書写されている本文の筆致から推して、例外なく、後の書直してある。これは重要なことであるから、次にその事実をやや詳しく説明しよう。

まず信巻に用いられている宿紙の四十六枚であるが、切紙の二枚を除いて、一枚の紙を二つに折つてその折目を綴じると云う「折目綴」になつてゐる。本文は例外なく各葉の表裏に書かれ、全紙の分は八行ずつ書かれている。その筆致は、七行書きの教巻や行・信巻の首部の書直しの部分に一致しているが、それよりは筆力があり、執筆の時期は早いと推定される。宿紙は周知のように五位蔵人が専用するもので、蔵人以外の者は使用しないのが建前となつてゐる。親鸞が坂東本の本文改訂に當つて宿紙を使つたのは、

美濃紙の白紙が不足していたことが原因とは思われない。手に入れ難いことから云えば、宿紙の方が困難であつたはずである。その宿紙を親鸞が使つたのは、厚い紙質と鼠色の地色が表裏両面書きするのに適していると考えたの外ならない。親鸞は得難い宿紙をどこから手に入れたか、明らかでないが、日野家の一族で五位蔵人に在任したものがあり、それから譲受けたと考えるのが、もつとも無難な推定であろう。職事補任によると、親鸞の晩年に日野氏で五位蔵人になつたものには日野光国がいる。光国は日野資実の四男であつたが、兄家光の子となり、寛元三年六月廿六日から建長四年十二月四日まで五位蔵人の任にあつた。家光・光国は双方共に親鸞の女覚信尼やその家族に係るあつた人である。^⑧親鸞が宿紙を入手した経路は光国を通じてであつたと推定して、恐らく誤りないであろう。そのことはまた、宿紙の部分の筆致が建長七年を一応の下限とする本文の書直しのうちでは、最後のものではないと認められることも矛盾しない。

次は雁皮紙であるが、行巻の55～56、(A五五―五六)^⑨74 (A七四)、111～112 (A二二―一二二)、117～120 (A二一七―

一二〇）に用いられている。そのうちで親鸞の自筆と認められるのは55く56と117く120である。両方ともに後年の筆致であつて、書直してあることは明らかである。全く同じ雁皮紙を用いながら、筆致から考えて親鸞とは別筆と推定されるのは、47と111く112である。両方共に楷書で同筆であり、親鸞の筆致に似ているが、別筆であることは歴然としている。以上四ヶ所の書直しは、同一の雁皮紙を用い、ほぼ同時の改訂と推定されるのに、一部他筆が混在しているのは何故か。その理由を明らかにするのは困難であるが、74も111く112もともに一行の字数が多く、書詰められていることから考えると、親鸞は老齢のために、細書するのが困難となり、弟子のなかで細書の巧みな者に代筆を依頼したのではないかと思われる。

別筆と云えば、真仏土巻41く44（D三七―四〇）は美濃紙を用いており、筆致も親鸞に似ているが、筆致から判断すると、別筆である。いままで問題にされている化身土本巻の2（E二）の標拳の文も、この筆者が書いたに相違ない。その外、冠註などに別筆と推定されるものが存するが、いずれも後世に参考のために書入れたもので、重要なものは

ない。それに対して、いままで別筆を認められている信巻と化身土巻の外題は、筆致から云うと、紛れもない親鸞の自筆であり、それも晩年の筆である。これに比べると釈蓮位の名が書かれている証巻と真仏土巻の外題は、筆力があり、早い時代の筆蹟である。信巻と化身土本巻の外題が書直されたのは、三で明らかにする本文の大規模な改訂と関係があり、その時期も自ら推定される。親鸞が外題を書直した際に、以前にあつた蓮位の名を書くのを中止した理由であるが、ことによると、本文を改訂したことが動機となつて、蓮位への付属を中止することになつたのではなからうかと推測される。

紙質の相違から始まつて、論は筆致の相違に及び、別筆の指摘にまで発展したが、上に明らかにした事実によつて、坂東本が当初書写された時の用紙は全部美濃紙であり、宿紙や雁皮紙を用いた分は、例外なく後の書直してあることは明らかとなつた。

三

二で明らかにした事実を基にして、考えると、当初書写

されたままの坂東本は、美濃紙の白紙を用いた袋綴で、綴紐に紙捻が用いられた。綴方は三つ穴であつた。しかし当初の綴方は坂東本では早く改められており、痕跡しか残っていないが、親鸞自筆の聖教で、三つ穴紙捻綴の原状を保存しているのは、東本願寺所蔵の一念多念文意である。また書写された当初の坂東本の本文は一頁八行に書写され、朱で送仮名や読み方が付けられていた。

坂東本の原状は右に述べたとおりであつたが、それがどのようにして現在のような混雑した形態になつたのかを次に考えて見よう。その原因の第一は聖教の書写に当つてあり勝ちな引用文の脱字誤字があつたことである。親鸞は脱字誤字に気づくと、脱字にはその個所に圈を付け、誤字は墨消しをして、上欄又は行間に補正の文字を書入れた。著しい脱字は、真仏土巻の51(A四七)で浄土論註を引用し、末尾の「故曰成就^{抄出}」の六字と、次の「讃阿弥陀仏偈曰、南無阿弥陀仏^{釈名元意}」の二十字を書落したことである。書落しが二つの聖教に亘つているのがまず注目される。坂東本が初稿本であつて、この部分がのおの浄土論註と讃阿弥陀仏偈から直接に又はその書抜きから写されたなら、こ

うした脱字は普通起らない。それに対して転写本の場合は、この種の脱字は起り勝ちである。坂東本にこの種の脱字がある以上、坂東本は初稿本ではなく、転写本と見なければならぬ。坂東本に先行する初稿本の存在が想定されなければならぬ理由の主なもの、ここにある。親鸞はこの大量の脱字に気づくと、次のように措置した。浄土論註からの引用文は51の折目で終つており、讃阿弥陀仏偈は次の頁の第一行から始まつているので、堺の折目を切開き、新しく現われてきた紙面53に「故曰成就^{抄出}」と浄土論註の脱字を書入れ、「讃阿弥陀仏偈曰、南無阿弥陀仏^{釈名元意}」の讃阿弥陀仏偈の脱字は貼紙又は継紙をして書足し、54の欄外に「鸞和尚造也」と讃阿弥陀仏偈の著者を注出した。この貼紙又は継紙の部分は今日散佚して現存しない。小川氏が初稿本の存在を想定したのも私と全く同一の理由による。ただ氏は原本を見ておらないので、コロタイプ版が印刷の都合上この部分が今でも、袋綴のままであるかのように印刷し、折目を切開いて、裏に補写した「故曰成就^{抄出}」を小紙片に印刷して本紙の間に挟んでいるのを、原本の状態と解している。

本文の脱字誤字は当然補正すべきであつて、云わば機械的な仕事であるが、重要なものは、既にでき上つている本文を改訂することであつた。既に書写されている経釈の要文や親鸞の私釈の部分を書き削り、新たに経釈を引用し、私釈を挿入することは、初稿本の書上げに劣らぬ困難な仕事であつた。そのために親鸞は、坂東本を書写した六十三四歳以後の殆んど全部の時間をそれに充ちたと云つても過言ではないであらう。いままでは寛元五年親鸞七十五歳の時に尊蓮が書写した事実が知られているので、その時までに教行信証は一応でき上つたと考えられている。しかしでき上つたことだけを云うと、坂東本が写される以前に、教行信証は一応成立していたに相違ない。従つて寛元五年に尊蓮が書写した事実はさして重要な意味を持たないのである。改訂が親鸞死去のすぐ前まで続けられたと思われることは、坂東本の行巻の正信偈の改訂で推測されているが、確實なことは、前に述べたとおり、建長七年親鸞八十三歳の時に専海が書写した高田専修寺本の全貌が公開されるまで、断言できない。

さて本文を改訂する場合、削る部分を墨で消し、書入れ

る部分をその傍に書くのが簡単であるが、親鸞は行巻の正信偈135（A二三五—一四二）以外にはこの方法を採用しなかつた。親鸞の行つた改訂の仕方は次のようなものである。引用文又は私釈を削除すればすむ場合は、その部分を切取つた。その顯著な例は、化身土本巻の60から61（E五七一—五八）にかけて、善導の疏釈と推定される文を九行半以上、字数にして百五十六字を切取つていることである。小規模な切取りの箇所はなお外にもある。次は、引用文又は私釈を追加すればすむ場合であるが、その場合、貼紙をして書入れた例が真仏土巻の38（D三四）にある。しかし、單純に削除し、又は書入れさえすればすむ場合はむしろ少なく、多くの場合、ある引用文又は私釈を削り、そのあとに引用文又は私釈を書入れることが、必要であつたようである。その場合親鸞が用いた方法は次の三つであつた。

第一は本文を添削した結果、本文の字数が以前より減少する場合であるが、その時は多く、その部分の本紙全部を書改めた。添削の結果、本文の字数が以前より増加する場合は、その部分の本紙を書改めると、用紙の枚数が当然増加する。一部六帖と云う数を変えたくなかつた親鸞として

は、本紙全部を書直すことによつて、枚数が増加することをあまり好まなかつたようである。その結果、増加する字数が比較的に少ない場合は、削除する部分は切取り、書入れる部分は、切取りのために袋綴が切開かれ、新たに現われた裏面に書入れることにした。改訂が大規模で、字数が倍近く、或いはそれ以上に増加する場合は、本紙の一部を切取つては、増加する分を裏面に書載せることは不可能である。この場合は本紙全部を書改めなければならないが、いままでのように袋綴にしたのでは紙数が必然に増加するので、表裏両面書きの折目綴が考案された。宿紙はそのためにわざわざ取寄せられたのである。しかしこの第三の方法は決して新しいやり方ではなく、袋綴の切開き・裏面書入れの第二の方法と、全部書直しの第一の方法を綜合したものと云えよう。恐らく親鸞は、第一と第二の方法で改訂しているうちに、第三の方法を思いつき、宿紙を取寄せて信巻の大改訂を行つたのであらう。なお信巻の改訂については四で再び説明する。

最後は特別な場合であつて、化身土末巻5ノ51（F五五一）の大集経引用の部分である。この箇所は書体が異な

るので、藤田氏も小川氏も注意しており、今回の解装によつて、その部分はずと卷子本であることが判明した。親鸞が何の目的でいつ卷子本をつくり、いつ坂東本に綴入れたかは解釈の困難な問題であるが、私は次のように考える。

大集経のこの部分は初稿本には引用されていなかった。従つて坂東本が書写された当初は、この部分は書写されていなかったと考えられるのである。坂東本を書写した後に親鸞は大集経に興味を覚えて、卷子本にその書抜きを作り、その後それをそのまま坂東本に綴込むことにした。化身土巻の紙数はそのために著しく増加し、本末の両巻に分けなければならなくなつた。分巻の時期は信巻の書直しと同時にあらう。信巻と化身土本巻の外題がほぼ同時筆であることがこれを証明している。化身土末巻に綴込まれた書抜きはもと卷子本であつたために、紙面全部に本文が書写されており、間々紙継目に互つて本文が書写されている。一方坂東本は袋綴のために綴代として紙の左右両端に一寸近くの余白を必要とする。両者のあり方が相違するので、卷子本を解いて、そのまま袋綴に綴込むことは不可能であつた。もと卷子本の第一紙は左端一寸近くを残して切取られ、左

右に新しく継紙をし、それを綴代として綴込むと云う煩瑣な仕事が必要であつた。第二紙以下も同様であつた。第一紙の部分は化身土末巻の3（4）（F三—四）であるが、この部分は親鸞が後に書直したために、そのあとを見ることができないが、5（F五）以下には、そのあとが歴然と残っている。

四

化身土末巻の首部に引用されている大集経の殆んど全部が、坂東本が書写された後に追加されたことが明らかにになると、初稿本にはこの部分は載っていないかつたことになる。親鸞が大集経を化身土末巻に引用した趣旨は、坂東本が書写されたままの形を保っている51（F五—）以下の首楞嚴経・灌頂経・地藏十輪経・集一切福德三昧経・葉師経・菩薩戒経・仏本行集経・起信論の引用と同じものであるから、大集経の長文が追加引用されたからと云つて、教行信証の教義内容が変化したとは考えられない。要は大集経に対する親鸞の関心が、教行信証を一応脱稿した後に、さらに高まつたのは、何が動機かと云うことである。このこ

とについては、仏教学・真宗学の面からの深い研究を期待したい。

坂東本が書写された当初に比較して、内容が著しく増加したのは、信巻の宿紙を用いた51（56）（B五一—五六）、69（152）（B六九—一五二）の分である。そこに書かれている本文は、字数にして総数一万四百三十字である。そのうちで多数を占めているのは涅槃経からの引用文であつて、字数にして六千二百二十字に達している。宿紙を用いたために本文の字数が倍加したとすると、増加したものの多くが涅槃経からの引用文であつたことは、右にあげた数字から当然推測される。しかも涅槃経からの引用文の八〇パーセントは父王を殺した阿闍世王の苦悩を描いた部分である。宿紙を用いて信巻を書直した動機の一つは、阿闍世王の苦悩の部分を書載せるためであつたとも考えられる。しかし注意すべきことは、書直されない以前の信巻には、涅槃経の阿闍世王の苦悩の部分が全然載っていないかつたとは云えないことである。坂東本が当初書写されたままの形を保っている153（B一五三）以後には、涅槃経の善見太子の父王殺害が載せられている。それから考えると、書改められた69（152）

(B六九—一五二)の部分に以前、阿闍世王のことが載つていなかったとは云えない。一方、文暦二年書写の唯信鈔の紙背に写されている涅槃經の要文には、阿闍世王の苦惱の部分に書抜かれている。親鸞は坂東本に書写した時、涅槃經の阿闍世王の苦惱の部分をよく知つていたのである。従つて信卷のこの部分には阿闍世王の苦惱が初めから収録されていたらと推定されるのである。高田専修寺の涅槃經要文と坂東本を対照すれば、ことによるとこの間の微妙な關係が判明するかも知れない。私は高田専修寺の好意で涅槃經要文を手につけて見ることを許されたので、ほぼ要文の内容を知っているが、高田専修寺が早く全貌を公開することを希望してやまない。

しかし信卷に宿紙が用いられたのは、涅槃經からの引用を増加するためであつたと、解釈するのは恐らく妥当ではない。何となれば書直された部分には、他の經疏からの引用も含まれているからである。信卷の69—72 (B六九—七二)には、至心信樂欲生の三心が実は一なること、菩提心に横堅・超出の差があることをのべた親鸞の自釈が収められているのを始めとして、重要な親鸞の自釈は宿紙の

部分に多く含まれている。そのうち、どの自釈が当初から書かれており、どの部分が書直された時に書入れられたのか、その区別が容易でないことは云うまでもない。しかし初稿本又は書写当初の坂東本が現在の信卷のとおりではなかったことが明らかに上つた以上、初稿本への復原の努力は当然なざるべきであらう。

結城氏が六要鈔を基にして信卷が再治されていないことを指摘したのは先にも述べたように、正しい意味を持つてゐる。宿紙の分は書直されたのであり、存覚の云う再治に当るが、その部分に引用されている論疏で前後顛倒しているものがある。六要鈔によると、信卷73—74 (B七三—七四)に引用されている元照の弥陀經義疏からの引用文は前後が錯雜している。「他の為すこと能ざるが故に甚難なり、世を挙て見たてまつらざる故に希有なりといへり」と引用されたあとに、「又云く」として、「念仏法門は愚智豪賤を簡らばず、久近善惡を論ぜず、唯、決誓猛信を取れば、臨終惡相なれども、十念に往生す。此れ乃ち具縛の凡愚・屠沽の下類、刹那に超越する成仏の法なり、世間甚難信と謂ふ可き也」と続いて引用されているが、弥陀經義疏で

は、始めに引用された「希有なりといへり」に続いては、次の「此の惡世に於して修行成仏するを難と為る也、諸の

衆生の為に、此の法門を説くを二の難と為る也、前の二難を承けて、則ち諸仏所讃の虚しからざる意を彰す、衆生聞きて信受せしめよとなりと」が書かれている。「念仏法門」云々の引用文は、「衆生聞きて信受せしめよとなりと」の次に引用されるのが正しい順序である。親鸞は何故にこのように前後を顛倒して引用したのか。六要鈔は親鸞の意図を解釈しているが、私はこの顛倒は次のようにして起きたと思つてゐる。私の見るところでは宿紙に書直される以前、坂東本のこの部分には「念仏法門」云々の引用文は書かれていなかった、と思うのである。その理由は後に述べるが、この引用文がなかったとすると、「他の為すこと」

云々の引用文に「此の惡世に於して」云々の引用文が続くことになり、前後顛倒はなかったことになる。それが宿紙に書直す時になつて、「念仏法門」云々の引用を追加し、その時に原典の本文を確めなかつたために、順序を誤つたのであらうと思われる。「念仏法門」云々の引用文が後からの追加と考えられる理由は、その引用のすぐあと、「念

仏法門」云々の元照の疏に註釈した戒度の聞持記が引用されていることに、関係している。

この聞持記が南宋で出版されたのは元仁元年よりわずか七年前の嘉定十年である。この聞持記が教行信証に引用されている以上、教行信証が元仁元年に成稿していることはあり得ないと云うのが、帰洛後撰述説の有力な根拠となつてゐる^⑨。一応もつともな説であるが、聞持記の引用されているところは宿紙の分であるから、文暦二年前後に書写された坂東本に当初から載つていたかどうかは不明である。

寛元・宝治・建長の頃の書直しの際に書加えられたと推定する方が事実にあつてゐる可能性が多い。従つて聞持記が引用されているからと云つて、教行信証の成稿の年代を引下げて考える必要はないのである。

信巻の書直しに宿紙が用いられたことに關連して、教行信証の帰洛後撰述説の有力な論拠とされている聞持記の引用について説明したが、この聞持記の引用についてはなお説明すべきものがある。それは元照の弥陀經義疏の「屠沽下類」に戒度が註釈して「屠は謂はく殺を宰る、沽は即ち鬻売、此の如しの惡人、止だ十念に由て便ち超往を得ん、

豈に難信に非ずや」と述べていることである。屠沽の下類とは獵師商人を云うのであり、戒度は、このような悪人でも十念によつて往生することを以つて、希有難信であると述べた。親鸞は戒度が屠沽を悪人と述べたのに強く惹かれたようである。そのことは聖覚の唯信鈔の註釈として唯信鈔文意を親鸞が著わした時、五会法事讃の「不簡破戒罪根深、但使廻心多念仏、能令瓦礫變成金」の文に関連して、唯信鈔には引用されていない聞持記によつて、「屠沽の下類」の往生について述べ、「屠はよろづのいきたるものをころしほふるもの、これは獵師といふものなり、沽はよろづのものをうりかふものなり、これはあき人なり、これらを下類といふなり、かやうのあきびと・獵師・さまざまのものはみな、いし・かはら・つぶてのごとくなるわれらなり」と註釈したことと知られる。親鸞の云う悪人のなかに獵師や商人が含まれていたことは疑いない事実である。最近の解釈では、いわゆる悪人とは末法の衆生一般を指したものと、或は自力作善のできない抑圧された階級の者を指したとしている^⑤。それらはみなそれぞれに要請されることがあつて、生れた新しい解釈であるが、親鸞の直接的表現を

基にした解釈ではなく、親鸞の思想を論理的に追求して行つた結果、導き出される概念とても云つた方がよいものであるが、親鸞はもつと具体的に悪人を考えていた。親鸞は何故か獵師に深い関心を持つており、屠兒宝蔵伝を北宋の遵式の西方往生略伝から書抜いたほどである。親鸞の教団に獵師・商人が入つていたと考えられることについては、かつて述べたことがあるから^⑥、改めて述べないが、初期真宗教団の基盤を耕作農民層にのみ求めようとするのは、悪人正機の悪人を抑圧された階級の者に限定することと同様に、妥当な考え方とは云えない。

坂東本で改訂の甚しいのは、宿紙を用いた信巻と、卷子本を綴込んだ化身土末巻であるが、化身土巻を本末に分巻しなければならぬようになって、親鸞は坂東本全体の構成について改めて考えたようである。当初は教・行・信・証・真仏土・化身土で六帖であつたが、第六巻が本末に分れると、七帖とならざるを得ない。しかし親鸞はそれを好まなかつた。六字の弥陀名号を重んずる浄土教徒としては六を捨てて、七を取ることはできなかったようである。止むなく親鸞は教行両巻を合冊して、全体で六帖の形を維持

するようにした。それに関連して、教巻の全部、行巻の首部を40まで、信巻の首部を8まで書改めた。その際に本文を補訂したかどうか。対校する史料がないので明確には云い得ないが、書直しの分量がすくない信巻では、およそのことは判明する。次にそれを述べることにしよう。

信巻で、この時に書直されたのは、巻首の百四十五字の別序、十一字の標拳、三百二十九字の親鸞の自釈と引用文とである。書直しの際、かりに本文が書改められなかつたとすると、書直される以前の信巻の首部は、次のような形態であつたことになる。先ず体裁であるが、一頁八行書きの袋綴であつたに相違なく、一頁には百二十字から百三十字の本文が書かれていたはずである。また標拳は他の諸巻では表紙の次の紙で、前半は白紙の後半に書かれており、本文からは独立している。さて百四十五字の別序、三百二十九字の本文を一頁八行書きにした場合、別序は九行ほどよく、二頁目は一行ほどで、あとは余白となる。本文は十二行ほどよく、三頁に僅か足らない。偶数頁の袋綴としては、始めの一頁を余白にしなければならぬことになる。別序の余白が多いことはとにかく、本文の始めの頁が

白と云うのは、異例である^⑤。そうなると、本文に改訂がなかつたと云う最初の前提が誤つていたことになるが、信巻のこの部分で大規模な改訂があつたと想定するのは、別序は別として、自釈・引用文の本文では妥当ではない。その理由は、巻首は各巻ともに構成が同じであり、信巻だけが別の構成であつたとは考えられないからである。

一頁本文八行書きと云う形状と本文の不変と云う両方の前提を同時に満足させる唯一つの考えは、書直される以前の信巻では、別序は独立しておらないで、信巻の巻首にあつたとすることであろう。別序と書直された親鸞の自釈と引用文を通計すると、四百七十四字となる。それから重複する内題十五字を除かねばならないが、残り四百五十九字は、そのまま一頁八行書き四頁におさまる字数である。頁数の問題が解決する以上、別序の文ははじめ独立しておらず、信巻の巻首にあつたと想定しても不都合ではない。信巻に限つて別序があることは、六要鈔がすでに問題にしており、確かに異例である。それが始めは独立しておらず、信巻のうちにあつたとなると、初稿本や書写当初の坂東本に關するかぎり、問題は解消する。しかし、書直しの際に、

何故に親鸞が別序として独立させたかと云うことはやはり解決されない。その解決は将来の研究を譲ることにしよう。

重要なことは、信巻のこの部分が書直しによつて実質的にあまり変化しなかつたと認められる以上、教巻と行巻の巻首の書直しの分も、ほぼ同じであつたと推定してもよいことである。

五

親鸞が坂東本を改訂した場合のうち、宿紙を用いた場合やもと巻子本の書抜きをそのままに綴込んだ場合、それに本文を改めずただ書直した場合については、四で説明したが、本文を添削した結果、本文の字数が前より減少し、本紙全部を書直した場合、本紙全部を書直さずに、袋綴を切開いて、削除する部分を切り取り、追加する自釈や引用文を切開きによつて新たに現われた紙背に書込んだ場合については、その数が多く、状態もまちまちなので、全体を通観するような説明をすることは不可能である。本文を添削したと云つても、引用の経路が増減するに止まつた場合、書誌学的な研究としては同様に重要であるが、思想的な

観点から云えば、添削の範囲が親鸞の私釈に及ぶ場合の方が、はるかに重要である。従つてここでは、引用文の増減だけの場合を省き、私釈に関係のある書直しの場合に限り、説明することにしよう。

まず、本紙全部を書直した場合から述べると、それに当る場合は少く、信巻161-162(B一六一-一六二)の難化機、難治機に関する自釈と、化身土本巻87-88(E八六-八七)の元仁元年の自釈である。両方ともに袋綴で、信巻の分は四行、化身土本巻の分は十行本文が書かれている。信巻の方は自釈と云つても、その大半は經典の引用である。削減された十二行約百八九十字の本文はことによると引用の經典であつたかも知れない。それに対して、化身土本巻の削減は六行九十五六字であるが、自釈の構成が複雑であり、教行信証の著述年時の問題が関係しているだけに重要である。それについて次に述べることにしよう。

まず最初に指摘しなければならないことは、いままで教行信証の元仁元年のこの部分を取扱つた学者は、小川氏を除いて、例外なく、この部分は坂東本が書写された当初から、いま見る形で坂東本に収められているとの前提に立つ

ていることである。筆致だけを云えば、この部分のそれは、一頁八行書きの部分と同一である。書かれた時期は大差ないであろう。しかしこの部分が一頁五行書きの袋綴である以上、書直してあることは、疑いない事実として認めなければならぬ。その上に本文が六行九十五六字も減少している。従つて書直されない以前の坂東本のこれに当る部分は、書直された後の坂東本とはかなりに異なつたものであると、当然考えなければならぬ。それでは書直されない以前の坂東本のこの部分には、どのようなことが書かれていたであろうか。私と同じく化身土本巻のこの部分を書直しと見る小川氏は、単に大改訂と述べただけである。参照する資料が外にないので、小川氏としては立入つた議論を差控えたのであろう。しかしこのことは、重要な問題であり、参照史料も絶無ではないから、私の意見を述べることにしよう。

まず第一に明らかにしなければならないことは、親鸞はこのところで何を述べようとしたかと云うことである。「爾れば穢惡濁世の群生、末代の旨際を知らず、僧尼の威儀を毀る、今の時の道俗己れが分を思量せよ、三時教を按

ずれば、如来般涅槃の時代を勘ふるに、周の第五の主穆王五十一年壬申に當れり。其の壬申より我元仁元年甲申に至るまで二千一百八十三歳也」と親鸞が述べていることが、いろいろに解釈されていることは先にのべたが、紹介した三説は、相互に何の連絡を持つていないと云つてもよいほどに、相違している。何故に一つの文章がこのように人によつてまちまちに解釈されるのであろうか。その原因の一半は親鸞の文章に存すると思えなければならぬであらう。今の文章は書直される前に比べて、六行九十五六字も削除されているから、文意の不明確なところがあり、いろいろの解釈を生む原因を作つていることを認めなければならぬであらう。しかし責任の一半は研究者の側にもある。親鸞は何をここで云い表わそうとしたかを、この自釈のすぐ前、化身土本巻の83（E八二）の坂東本書写当初の形を保つているところで「正真の教意に拠つて、古徳の伝説を披く、聖道浄土の真仮を顕開して、邪偽異軌を教誡す、如来涅槃の時代を勘決して、正像末法の旨際を開示す」と述べ、明瞭に云い現わしている。ところが研究者はそれに従うとせず、穿つた推測の説を樹てようとしたために、

いろいろの解釈が生れたのである。親鸞が問題の文章で述べようとしたのは、諸説がある釈尊入滅の年代を考えて、その一つを選び、正像末三時の旨際を明らかにしようとする云うことであつた。ところが今ある文章では、釈尊入滅の年代を勘決すると云う重要なことが省かれている。親鸞がすぐそのあとに引用している末法燈明記には、釈尊入滅年時について、周穆王五十一年壬申と匡王四年壬子の両説が述べられており、その間に三百四十年の隔たりがあるとされている。二つのうちのどちらが正しいか。親鸞は壬申説をとっているが、その理由を明示していない。ことに

よると書直しの際に削られた九十五六字の本文のうちに、勘決の文章があつたのかも知れない。元仁元年甲申がこのところにあげられたのは、釈尊の入滅が壬申と勘決されたことに關係があり、もし壬子と勘決されたなら、甲申の元仁元年にどのような事件があつたとしても、恐らく引用されなかつたであらう。元仁元年の引用は干支に關係あるとして、元仁元年甲申から次の申歳の嘉禎二年までの間を教行信証の撰述年次と考えた禿諦住氏の説は、いままではあまり重んじられていないが、この際改めて注意する必要がある

る。ただし撰述年次と氏が考えたことだけは改めなければならぬ。何となれば、元仁元年から嘉禎二年の間は、嚴密に云うと、坂東本のこの部分が書直された時期と云うことになるからである。坂東本の書写はそれより前に当然行われたはずであり、初稿本の成立は更に遡り、ことによると元仁元年より以前であるかも知れない。書直されない以前の坂東本、すなわち初稿本には、このところに元仁元年以外の年号、建暦二年壬申が引用されていたかも知れないからである。

坂東本の初稿本の成立年時については、明確な指標はないが、小川氏が土御門院を今上としているのに注目して、土御門天皇が崩御された寛喜三年以前の成稿と考えたのは、一つの見方と云わなければならない。ただ注意すべきことは親鸞の現在過去についての表現はそれほど正確でないことである。後序の選択集付属に關連して、「本師聖人、今年は七旬三の御歳なり」と書いたことも考えなければならぬ。しかし坂東本の書写年代などを考えると、初稿本がおそくとも寛喜三年以前に成立していることは、妥当な見方である。寛喜三年と云えば、その四月十一日に

親鸞が有名な夢を見た年である。東京大学の川崎庸之氏はそれを以つて親鸞の回心とし、教行信証はその後に著述されたとしているが、^⑨そうした解釈も成立しないことになる。もし自信教人信の確信ができた時を云うなら、三部経読誦を思い立ち中止した建保二年をとるべきであらう。

本文改訂に当つて、本紙全部を書直さずに、削除する部分を切り取り、書入れる部分は以前折合わされていた紙裏に書込んだ場合のうち、そのうちに親鸞の自釈が含まれているものは、割合にすくなく、行巻の127〜134（A二二七—三四）、真仏土巻の69〜72（D六三—六六）、化身土本巻の15〜18（E一三一—一六）、43〜44（E四一—四二）末巻の95〜100（九五—一〇〇）である。行巻の117〜120（A二七—二八）は雁皮紙を用い、全文書直されており、その上折目綴であつて、上にあげた五つとは条件が異なっているが、改訂の結果、本文の字数が増加していることは同じなので、このところで併せて述べることにする。

行巻の127〜134（A二二七—一三四）は正信偈の前に当り、信巻別撰説についての論争で、別撰、非別撰の双方の論者から引用された「凡そ誓願に就て、真実の行信有り、方便

の行信有り、其の真実の行願は諸仏称名の願なり、其の真実の信願は至心信樂の願なり、斯れ乃ち選択本願の行信なり。其の機は則ち一切善惡大小凡愚なり、往生は則ち難思議往生なり、仏土は則ち報仏報土なり、斯れ乃ち誓願不思議一実真如海なり、大無量壽經の宗致、他力真宗の正意なり」がそのなかに含まれている。結城氏はこの部分を信巻成立後の加筆としたのに対し、花山氏は草稿のままの部分であるとし、結城氏の説の成立が困難な理由としている。行巻の127〜134（B二二七—一三四）は、133〜134だけが一頁本文三行書きで、あとは全部八行書きであり、筆致も坂東本の当初に書写した部分と同一であるから、坂東本全部を袋綴として印刷した大正十一年のコロタイプ版では、坂東本が当初書写されたままの形を保っている一頁本文八行書き袋綴の部分と区別できないのは、当然である。花山氏が草稿筆と判断したのも、止むを得ないことであつた。しかし事実この部分は全部切紙の表裏面面書きであり、後からの書直しであることは疑いない事実である。信巻別撰説に対する反証への解説に結城氏が指摘したことが、一部事実であつたことが確められた。ただ結城氏は「凡そ誓願に

就て真実の行信有り、亦方便の行信有り」の自釈だけが信巻別撰後の加筆であるとしているが、表裏書きの部分はその前後の自釈にも及んでおり、真実の行信、方便の行信についての自釈だけが書直されたのではないことは明らかである。その点では結城氏の論をそのままに受入れることはできない。必要なことは、当面の論争に捉われなくて、坂東本の実態に基づいて判断し、どの自釈が坂東本が当初書写されたままの形を保っており、どの自釈が後からの書入れであるかを明らかにすることである。行巻の127(A一二七)は当初書写されたままの126に続いて、機教に相對があることを明らかにし、裏面の128の第二行に及んでいる。この部分は坂東本に当初から収められていたことは明らかである。127は坂東本が当初に書写せられた時のままであろう。128は、書直しの際に折目を切開いて、127の裏に書入れられたものであろう。一方、133く134(A一三三—一三四)の「是を以て知恩報徳の為に宗師の釈を披らきたるに言く、夫れ菩薩は仏に帰す、孝子の父母に帰し、忠臣の君后に帰して動靜已に非ず、出沒必ず由あるが如し、恩を知て徳を報ず、理宜しく先づ啓すべし、又所願輕からず、若し如来感

神を加したまはずば、將に何を以てか達せむとする。神力を乞加す、所以に仰て告ぐと」の自釈は、書直されていない135の「爾れば大聖の真言に歸し、大祖の解釈に閱して、仏恩の深遠なるを信知して、正信念仏偈を作」るの自釈に關連があるから、この自釈も坂東本に当初から収められていたと認めてよいであらう。ことによると134は、坂東本が当初書写せられたままの部分であつて、133は本紙の一部を切捨てた後に、その裏に書かれたものであるかも知れない。そうなると、書直しの際に、新たに書入れられた可能性のあるのは、先にあげた真実の行信、方便の行信の自釈と、その前の128の「敬て一切往生人等に白さく」云々の自釈と云うことになる。そのことはまた、次のことから推定せられる。書直されなかつた機教に相對ありの自釈は、128の第二行の約四分の三を占めている。133く134の「是を以て知恩報徳の為に」の自釈は五行半の分量を持つている。この両者を合せると七行余りとなり、一頁八行には十字余り不足する。しかし書直しの際には、書改めない予定の本文でも、行数などの關係で、本文の一部を削除すると云うことも起り得るはずであるから、この場合は両方の自釈が続い

て一頁を占めていたと考えても、よいであろう。

信巻別撰非別撰の論争の際に、双方の論者が引用した化身土本巻の「横超は本願を憶念して自力の心を離る。是を横超他力と名づくるなり、斯れ即ち専の中の専、頓の中の頓、真の中の真、乗中の一乗なり、斯れ乃ち真宗なり、己に真実行の中に顕し畢りぬ」の自釈の載つている43（E四一—四二）も、本文八行表裏書きであつて、坂東本が書直された後の書直してある。この場合、43は坂東本が当初に書写されたままの分であり、44は袋綴の折目を切開いて、その裏に書写されたとも、また逆に、44が当初のままであつて、43が書直したとも考えられる。しかし筆致や紙質などから判断すると、44が書直されたと考えるのが事実にあつてゐるであらう。そうなると、横超の自釈は書直されたことになる。しかし書直しの範囲は、恐らく字句の修正にとどまつたであらうと思われる。重要なことは、六要鈔によると、この自釈は前に説明した行巻127～134と密接な関係があることである。その双方が同じく書直されていることは、教行信証の構成を考える上に無視できない事実である。

真仏土巻69～72（D六三—六六）、化身土本巻15～18（E一五一—一八）の自釈の変動は小規模である。化身土末巻95～100（F九五—一〇〇）は後序の後半で、親鸞伝の重要な資料であるが、切紙の両面書きが三枚続き、明らかに後の書直してある。ただ書直される前の文章を推定する手懸りがない。以上三つの書直しの時代は坂東本が当初書写された時と余り違わないであらう。かなり後になつて書直されたのは行巻117～120（A二七—一二〇）の雁皮紙表裏両面書きの分である。この部分では八行約百二十字が書足されたはずであるが、書直されていない116に続く浄土論註と、同じく書直されてない121へ続く涅槃経は、本文の異動はなかつたと推定される。残るのは元照の五十六字の観経疏と、百十八字の一乗海についての自釈であるが、字数からして、増加したのは自釈であることは明らかである。

以上明らかにしたことによつて、教行信証では特に重要な意味を持つ親鸞の自釈のうちに、教行信証が始めて成立した当時には、まだ作られていないものがあることが判明した。ことにそのなかに行信の問題に関する重要な自釈が含まれていることは、困難なこの問題の追求を坂東本以前

に溯つて追求することが可能なことを示していると言えよう。結城氏の発表によつて新しい課題を見出した真宗學が、広い視野に立つて、困難なこの問題と取組んで、親鸞の思想發展のあとを明らかにするように、精進することを希望して止まない。

(昭和三十一年九月二十日稿了)

註

① これから引用する論文の著者はみな私がつねづね学恩を受けている先学同学の方であり、論文を引用する時には、用語などを注意すべきであるが、一方親鸞に対する用語もあつて、使い分けが困難なので、両方共に一切敬語をつけないことにした。そのため、に礼を失する場合もあるかと思うが、論文を自由に批判することと一緒に、容赦をお願いする。

② 辻善之助氏著「親鸞聖人筆跡之研究」大正九年刊行参照。

③ 中沢見明氏著「真宗源流史論」所收論文「高田専修寺所蔵の見聞集と教行信証成立の時代に就いて」参照。

④ 大谷大学所蔵写本の旧奥書に「寛元五年二月五日、以善信聖人御真筆秘本、加書写、校合訖、文義字訓等重委註了、今年聖人七拾五歳也、隱倫尊蓮(六十)とある。

⑤ 中沢見明氏著「史上の親鸞」第七章第八章参照。

⑥ 禿諦住氏著「行信の体系的研究」一三〇、一三四頁参照。

⑦ 慶華文化研究会編「教行信証撰述の研究」所收、宮崎円遵氏論

文「親鸞の立場と教行信証の撰述」参照。

⑧ 二葉憲香氏著「親鸞の人間像」参照。

⑨ 慶華文化研究会編「教行信証撰述の研究」所收、大原性実氏論文「教行信証撰述年時の問題」参照。

⑩ 慶華文化研究会編「教行信証撰述の研究」所收、結城令聞氏論文「教行信証信巻別撰論の要旨」参照。

⑪ 六要鈔第三(本)(真宗聖教金書本七一頁)参照。

⑫ 慶華文化研究会編「教行信証撰述の研究」所收、大江淳誠氏論文「教行信証信巻別撰論の批判」参照。

⑬ 註一〇参照。

⑭ 慶華文化研究会編「教行信証撰述の研究」所收。

⑮ 撰号が揃つていることが元仁元年撰述の有力なる反証となると云うことは、もつと説明が必要と思われる。

⑯ 「真宗研究」第一輯所收日野環氏論文「教行信証化身土巻の古写延書本の零残について」によると、坂東本と相違する化身土巻の延書の古写本が発見されている。鎌倉時代の書写と認められるが、零本であり、坂東本の異本の発見を将来に期待しても、果して協えられるか、疑問であらう。

⑰ 中沢氏は「史上の親鸞」第五章七五頁で選択集附嘱を伝えている教行信証の後序の文を仔細に検討し、その後で初めて附嘱を事実としている。

⑱ 親鸞の俗姓については、伝絵の所伝に誤りないことを、山田文昭氏が先ず実証した。同氏著「真宗史稿」所收論文「親鸞聖人及びその教団」参照。中沢見明氏も山田氏の意見を認めた。同氏著

「真宗源流史論」所取論文「御伝鈔の信仰と親鸞伝記」参照。山田氏が論拠としたのは、尊卑分脈のなかの一系図であるが、高田専修寺には「聖人御俗姓」と題のある鎌倉時代末期の系図があり、それには義絶された親鸞の祖父経尹が書かれている。六角堂の夢告については、真仏が書いた親鸞夢記が発見され、覚如の親鸞伝絵はそれを史料として、編纂されたことが明らかとなった。

⑮ 中沢見明氏著「真宗源流史論」所取論文「選択相伝の御影について」参照。

⑯ 昭和十七年の秋、私は西本願寺当局の要望によつて、寺宝全部の調査を行なつた。龍谷大学からは禿氏祐祥・宮崎円達の両氏が調査に立会い、西本願寺からは故上原芳太郎氏がその事務に当つた。この調査で新たに注意されたものは多くあるが、親鸞の真蹟としては、観無量寿經・阿弥陀經の集註と烏龍山師屠兒宝蔵伝である。私は観小阿経集註を見て、すぐ禿氏・宮崎阿氏に、親鸞の自筆に相違ないこと、筆致から判断すると、壮年の筆蹟と認められると意見を述べたが、両氏共に賛成しなかつた。両氏が関係した宗学院の真宗関係の聖教調査には、この阿経が挙げられていないから、両氏とも当時は私同様に見たことがなかつたのかも知れない。それが後日、存覚書写の浄土三部經と対照し、両方の巻頭に四声点の図が描かれていることに気づいたことが動機となつて、禿氏・宮崎阿氏も親鸞の真蹟であることを認めるようになり、般舟讃が引用されていないことから、坂東本以前に写されたことを承認するようになったのである。調査の責任者であり、最初に真蹟であることに気づいた者として、当時の事情を記録しておく。

⑰ 親鸞自筆の観経集註に引用されている楽邦文類は一句だけであつて、朱で書かれている。解説を書いた禿氏祐祥氏はこの部分は後からの書入れとしている。集註の朱書には書入れの部分はあつたが、それは筆致が本文と異なつてゐる。楽邦文類の引用されてゐるところの筆致は本文と同一であり、時間を隔てて後からの書入れでは決してあり得ない。従つて親鸞は以前に楽邦文類を読んだに相違なく、集註には般舟讃が引用されずに、楽邦文類が引用されている以上、般舟讃より先に読んだと解釈せざるを得ない。

⑱ 楽邦文類と教行信証の關係については、宮崎円達氏が註⑦掲載の論文で、存覚が六要鈔や歎徳文で指摘して以来、楽邦文類の影響を没却しないことは、学界の通念であるとして、具体的に説明している。

⑲ 坂東本を解装した際に注意された事実は、禿氏祐祥氏によつて發表されている。慶華文化研究会編「教行信証撰述の研究」所収禿氏祐祥氏論文「教行信証の自筆草稿本」参照。

⑳ 「高田教学」第一号所収、生桑完明氏論文「高田伝来の教行証真本を尋ねて」参照。

㉑ これは私が仮に定めたものである。

㉒ 覚信尼の子覚恵は家光の猶子であつたと、善如の時代から伝えられてゐる。しかしそれは誤伝であつて、光国の猶子になつたのであろうと、宮崎氏が述べてゐる。その論文はいまおぼえ出せないで、掲載雑誌を明記できない。

㉓ 坂東本の所在を示すのには、近く刊行の新コロタイプ版の真附によつた。算用数字はそれを示している。しかし利用者の便宜を

考え、法蔵館発行の縮刷版の頁附もA五五―五六として併記することにした。

②⑧ 教行信証は一行十四字乃至十六字であるのが普通であるが、74の雁皮紙の分は一行二十二字のところがある。行数も九行で一増えている。111～112の一行の字数も字数は二十字に達するところがある。

②⑨ この標拳は西本願寺の伝真蹟本にないところから、藤田海龍氏は偽筆としている。「日本仏学論叢」第一所収同氏論文「教行信証の真蹟本に就いて」参照。

③⑩ 全部をあげることはできないが、行巻16(A一六)欄外の「第十七願」同19(A一九)の「大阿弥陀経云、廿四願経ト云」のたぐいである。

③⑪ このことを実証するには、筆致の比較研究をしなければならぬが、煩瑣な過程をここに述べることはできないので、残念ながら、結論だけをあげておく。

③⑫ 坂東本が当初に書写された時に、化身土巻に大集経が引用されていたことは、化身土末巻51(F五一)以下に大集経が引用されていることで知られる。又外でも引用されている。その意味で親鸞は大集経を知っていたが、この卷子本の書抜きはその筆致から考えると、坂東本書写の後に書かれたものと考え外はない。

③⑬ 註七掲載宮崎円遵氏論文参照。

③⑭ 「日本歴史」昭和三十一年五月号所収古田武彦氏論文「親鸞に於ける悪人正機説について」参照。

③⑮ この論をする人は、服部之総氏の親鸞観に従う人に多い。

③⑯ 烏龍山師屠児宝蔵伝が発見されたのは昭和十七年の秋の西本願寺の寺宝調査であるが、その時は禿氏、宮崎阿氏ともに真蹟と認めることに同意しなかった。昭和二十三年に京都府と恩賜京都博物館の共同主催の京都寺院重宝展覧会で初めて公開されて、真蹟であることが注目された。龍谷史壇第三十一号所載の小笠原宣秀氏の論文「烏龍山師屠児宝蔵伝について」はその後に発表されたものである。

③⑰ 「真宗研究」第一輯所収赤松俊秀論文「初期真宗教団の社会的基盤について」参照。

③⑱ 坂東本の化身土末巻の始頁は白であるが、これは分巻したことで、書直しのためであつて、例外である。化身土末巻のこのことについては、今秋東本願寺から刊行される坂東本のコロタイプ版の解説に説明されている。

③⑲ 教行信証の各巻の巻頭は序説とも云うべき親鸞の自釈に始まり大経の四十八願の文、無量寿如来会の引用が続くのが、通じての建前となつている。信巻も同様になっている。

④⑩ 引用文だけの増減の場合については、今秋東本願寺から刊行される坂東本のコロタイプ版の解説に詳しく説明してある。

④⑪ 註六参照。

④⑫ 「歴史評論」昭和二十三年四月号所収川崎庸之氏論文「いわゆる鎌倉時代の宗教改革」参照。

Historical Ideas of Thucycides

by

Zuïen Hara

According to Thucycides, man makes history, a state is a historical individual, and the *Staatsräson* works irrationally. Concerning these themes, he as a historian always bore in mind to describe states as they actually were. However, it is also true that he did not fail at any moment to suggest what the state should be. Therewith he anteceded the philosophical researches in the fourth century B. C. in Athens.

Hermit Life (*In-itsu* 隱逸) of Tung Chin (東晉) Period

by

Yoshizane Murakami

In-itsu (隱逸) is a kind of seclusion, whose characteristics vary according to the ages. At the earliest times in China, *in-itsu* meant to retire to a remote place away from the governmental authority and to lead a hard life in producing foods and housing by oneself. This traditional *in-itsu* was prevalent as late as the Hsi Chin (西晉) period. At the Tung Chin (東晉) period, however, it came to be a solitary life in one's own land, provided with enjoyable facilities. This happened because of the consolidation of the aristocratic society, and did not always mean being less seclusive. Then, learning Taoism deeply, hermits of this age were respected among the nobles. Nevertheless they had much of the commoner as well as the aristocrat in the way of living.

A Study on Bandobon (坂東本) of Kyogyoshinsho (教行信證)

by

Toshihide Akamatsu

Recent studies of Kyogyoshinsho by Shinran (親鸞) have been

centered on how the volume of Shinkan (信卷) was inserted later and, chronologically, how the procedure of description was taken, though certainly it occurred around the first year of Gannin(元仁). Discussions in both ways are based on Bandobon, i. e. the original copy. This article results from the author's two-year-long direct investigation of that copy. The article, though primarily bibliographical, is believed to take part in the above discussions.

In short, the Bandobon contains two parts, original and additional. So far historians have not distinguished these parts when they treat them as historical sources. Here the author has made clear the differences and intends to open a new way for the study of Kyogyohinsho.

Creation Theory in the History of Medieval Thought

by

Usao Tsujita

Genesis in the Old Testament was the foundation for the faith of medieval Europeans and that for their physical cosmic view. This creation story greatly influenced their minds and the belief in the creative God produced their consciousness as the created. This sort of consciousness, expressed in various forms, caused the minds of the medieval Europeans to be modest and decent. The main theme of this article is to trace the tradition of this modest spiritual trend. In this connection, however, the description covers the comparison of Genesis with the like creative myths among neighboring peoples in order to clarify its birth and structure, furthermore, the history of Judaism and the making of Catholicism through the acceptance of Greek thought by Judaism.

The Formation of Tohimondo (都鄙問答)

—An Essay on the Literary Sources of Shingaku (心学)
of Baigan Ishida—

by

Minoru Shibata

Shingaku (心學), established by Baigan Ishida(石田梅岩), is now-